

VI 台風およびその他の緊急事態の発生の場合

規程「緊急時の授業等取扱いに関する内規〔(歯学部及び歯学研究科) (楠元・末盛キャンパス)〕」 P.193 参照

◆台風に伴う授業及び試験の扱い

楠元・末盛キャンパス適用

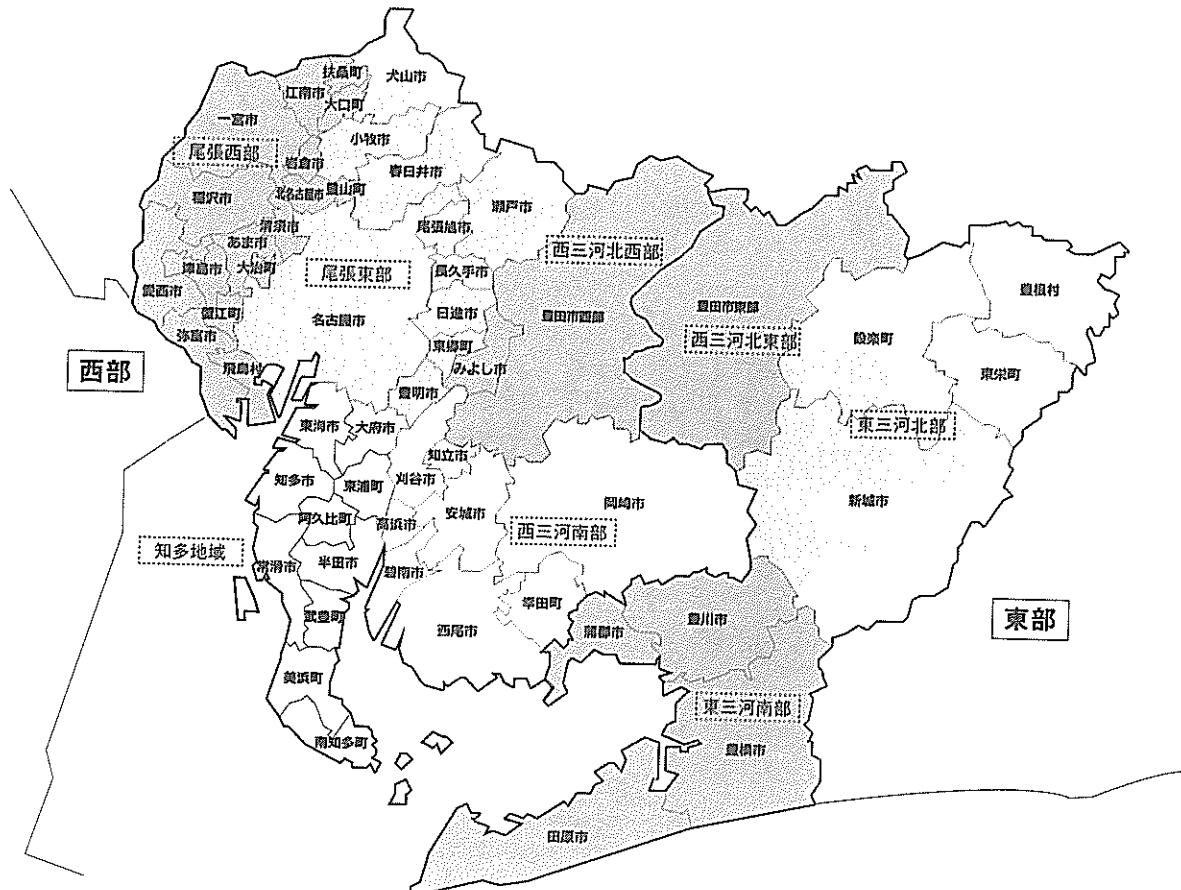
台風による交通機関の運行中止および台風等による「暴風警報発令中」(愛知県西部の地域いずれか一部にでも)の場合、授業および試験の有無については次の基準によります。

愛知県西部での暴風警報の発令に対する大学の対応

発令の状況	授業	試験
午前7時より前に解除	通常どおり授業を実施	通常どおり試験を実施
午前7時現在発令中	1限、2限の授業を休講	全ての試験を中止し、別の日に延期
午前10時現在発令中	3限以降の授業を休講	

愛知県西部以外に現住所のある学生の暴風警報の発令に対する対応

発令の状況	授業	試験
午前7時より前に解除	通常どおり授業を受講	通常どおり受験
午前7時現在発令中	1限、2限の授業への出席を要しない。	全ての試験の受験を要しない。
午前10時現在発令中	3限以降の授業への出席を要しない。	



◆その他の緊急事態の発生の場合

- 不測の事態が発生し、通学困難または、授業等に支障が生ずると歯学部長が判断した場合、授業および試験の中止など必要な措置をとることがあります。
- 授業および試験開始後に事態が発生した場合は、歯学部長の判断により、授業および試験を中止するなど必要な措置をとることがあります。